

2026 年 9 月 7 日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨の影響による 被害を受けられた方々への視聴料等の免除について

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨の影響による災害により被災された皆さまには謹んで
お見舞い申し上げます。

CS など衛星放送事業に関わる 67 社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、
会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：
米倉 英一）は、令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨の影響により、令和 8 年 9 月 4 日以降に
災害救助法が適用された、鹿児島県の 1 町において、「スカパー！」をご契約されているお客様を
対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除すること
を決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【鹿児島県】
熊毛郡屋久島町（くまげぐんやくしまちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の
視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発
行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル
TEL：0120-085-550（10:00～18:00、無休）

以上